

古日書面之通損申外、依此段御断申上候 以上

丑十二月晦日 役人 (印)

(註) ② 御役目船 一 部落の公用船である。文太郎とは船主の名前で

あるので、当時の庄屋であつたようだ。

③ 作事に相掛り申さず所とは修善も出来ないといふ意。

④ 造作一修善と同意に用ひてゐる。

覺

一 売 貨 小 船

地 下 善 右 衛 門

一 同

勇 吉

古之船ノ今日相割申外二付戸立上納仕外此段御断申上候 以上

寅八月廿八日

役人 中 (印)

一 いでは、更に戸立上納の覺書か出でていら。

覺

一 売 貨 御役目船

文 太 郎 務 助

古之船ノ相割申外三付戸立上納仕外・依此段御断申上候 以上

寅正月十八日ト 扱 役 人 (印)

(註) ③ 相割く一船を解体すること

④ 戸立上納 一 戸立は船の櫓の端にあら複文を厚くて廣い板のことである。この板は船の基盤である「カワラ板」という。船の底板の船尾に斜斜めに立てて斜けさせ、その左右両端で兩舷の複文を相掛けて上下に一枚づけ斜めにしてこれをカジキ、上部板と称えこれが船の骨格の中心となるので船では主要

金部分である。

私の方々記憶にある明治年代以降船と新造すれば船體と称するが又は売却した時はこの船體だけを船から取外して返納する規則であつたので、取扱は手縫であるが、藩政時代の頃では直接船体の主要部である戸立板に焼印を押されいたものであらうか。

長さ一米から一米五十種内外、幅五、六十種以上厚さ二十六種重さ二、三十挺(普通の場合)の厚板と持運ぶ、不便な取扱の様であるが、それが当時の扱であるとすれば止ま不得ぬことである。

④ 寅一嘉永七寅年

(おわり)

研究

大島神將家の古文書

佐伯藩の漁民優遇についての考察

会員

羽 柴 弘

弘

前号で大島(鹿児島縣西之原町)神將家の古文書を紹介し、藩祖毛利高政の開拓農政のことと述べ、尚神將家所蔵の古文書と早い時期に見せて貰いたいと希望したところ、意外に早くその時が与えられ、これから添上に載せて、さきから解説を試み左に記す。これ全く土屋桂沼氏の御尽力と、神將家へ御厚意によるものと、心から感謝申し上げ。左の古文書は約三十通近く、それには古色蒼然左の神將家の過去帖一冊で、前号後分のものと第一とされ、第二分から第九まで正文書が皆下記通りである。

當社發售多種，藤原高政よりのものか六通。二代高成、
当販商直（高成）よりのものか一通。のべ島民達は別の本家、
いす柏松長島の農民（島民）下附十日佐伊藤の様別立傳道
かことか沙汰せられてゐる。
以下順々と追へて紹介するごとにじよが、第一資料以前
降賜戴ス土のとするが、年次の料定困難が四通と先づか
か出るが、或はこれが第一資料に施行するものかを教れ
き。

（第二資料）

おきの嶋水夫役免許之事

（続み下し）

當澤おきの嶋の事水夫役其

外諸役職令免許

自何方申承候共仕間敷者也

依如件

保身守

木 十月廿四日 高政（書類）

おきの嶋

其免許中

當澤おきの嶋の事水夫
役其外諸役職免許

候。

何方より申し奉り候共仕間

敷者とのなり。

候て件へ如し。

（第三資料）
鮑、半分に特免之事
（続み下し）
急度申納候 近年月に六
上申者之儀 今より半分
は切るし公間相残る半分の
分あれば月に三度定此方へ
相可成り
又申ひ其前之首前へ
云々にも可成と存。如此申
付候。此外非分之儀申者於
有之者此方へ可申越候有様
二可申付者也

鮑、半分に特免之事
（続み下し）
急度申納候 近年月に六
上申者之儀 今より半分
は切るし公間相残る半分の
分あれば月に三度定此方へ
相可成り
又申ひ其前之首前へ
云々にも可成と存。如此申
付候。此外非分之儀申者於
有之者此方へ可申越候有様
二可申付者也

（第一資料）
急度申納候 近年月に六
上申者之儀 今より半分
は切るし公間相残る半分の
分あれば月に三度定此方へ
相可成り
又申ひ其前之首前へ
云々にも可成と存。如此申
付候。此外非分之儀申者於
有之者此方へ可申越候有様
二可申付者也

九月廿一日 保身守

高政（書類）

大嶋左座
基一郎

（第一資料）
急度申納候 近年月に六
上申者之儀 今より半分
は切るし公間相残る半分の
分あれば月に三度定此方へ
相可成り
又申ひ其前之首前へ
云々にも可成と存。如此申
付候。此外非分之儀申者於
有之者此方へ可申越候有様
二可申付者也

（第一資料）
急度申納候 近年月に六
上申者之儀 今より半分
は切るし公間相残る半分の
分あれば月に三度定此方へ
相可成り
又申ひ其前之首前へ
云々にも可成と存。如此申
付候。此外非分之儀申者於
有之者此方へ可申越候有様
二可申付者也

（第一資料）
急度申納候 近年月に六
上申者之儀 今より半分
は切るし公間相残る半分の
分あれば月に三度定此方へ
相可成り
又申ひ其前之首前へ
云々にも可成と存。如此申
付候。此外非分之儀申者於
有之者此方へ可申越候有様
二可申付者也

（注）当澤おきの嶋の事水夫役其
外諸役職令免許
自何方申承候共仕間敷者也
依如件
保身守
木 十月廿四日 高政（書類）
其免許中

おきの嶋

即ち庄田澤の仲合下様なやう太島を指すならん。

おきの嶋 即ち庄田澤の仲合下様なやう太島を指すならん。
水夫役 特定の漁村に課せられた荷物用の採役。
審判 即ち花押（かわら）であるが、この連々文書が及次つゝて被つた。

花押（かわら）代子花押（かわら）

自身が書いたよ。

松平年 高政治政百四、木の年は慶長十二年と元和五年の四回
（左）市兵衛院ではないで、慶長十二年へ一〇七年」と考
えてよいので良むいか。

鶴屋城築造に当たり、或は関ヶ原合戦の後をうけての海
上防備のことから、大島の住民に対する格別な扱いがこ
れ。

上出るがよい。——と全く馬の人達を庇護する、有り難いお達しである。

(第4資料) 同じ日に次のように文書である。

魚あきない自由の事

急度申觸外於其浦其在所之者共網きつかい兼育取旅人には何者にも賣あきなふべく外他所之者に売中間敷旨余之浦充へ皆堅法度申付外へ共其浦斗はゆるし外間可得其意者也

伊勢守 高政(書判)

九月廿一日 大鳴庄庭 基一郎(左)ハ

(注) 其浦即ち大島を指す。其の在所は住んで居所。其の外の凡て之人、急度の商人、沖賈の船を含む。余の浦即ち大島以外の浦々 法度は法律による禁止、犯罪とする意味。

(詔み下し) 急度申触外於其浦其在所之者共網きつかい兼育取旅人には何者にも賣あきなふべく外他所の者に売中間敷旨余之浦充へ皆堅法度申付外へ共其浦斗はゆるし外間可得其意者也

伏見守候間其の意を得

の資料もそれに準じる年だらと考えることが妥当である。それほど事がくとて、問題にしあることは何故に高政は大島に対し、このような特惠實太さを示し左かと云うことである。「余が浦元へは堅く法度」でおひ左こと特別に免じ(第四資料)、御壁を獎励し左とは考え「年貢の儀は永代免じとらせ」左へ第二資料」ということは、余程の考えがあつ左にはちかいない。それは何であつ左が天下分け目の決戦関ヶ原の戦が慶長五年、高政が日田から左遷佐伯軒封がその翌年。そして鶴屋城創築が慶長十一年に竣工。そして慶長十九年が大阪冬の陣、翌元和元年がキタ夏の陣、全く動乱の渦中であつた。毛利藩が、大軍勢を整え、軍船をそろえて押し出して行く、そんなことも起つたる風雲左をまろ改時代であつた。

前田地主とちかって佐伯は海に臨み、しかも高政は文禄・慶長の征韓役において水軍海戦の経験を豊富につけていた。

よし戰乱が起らずとも高政の視野は廣大になつていいた。海上交易による富の獲得は土海と制せなくてはならぬ。その前進拠点はまるのか佐伯湾口を扼する「おきの嶋」大島ではなかつたか。

水軍の第一集結地にして、兵站基地とするには、平和時の海上交通の要衝とするには、大島を相当開拓して相当数の住民が定着し、物資施設を整え、務の提供がいつでも間に合わなくてはなるまい。

事実程なく大島には佐伯藩の垦荒所が出来てゐる。

